

第10次

高知市漁業基本計画

(令和5年度～令和9年度)

高 知 市

目 次

第1章 第10次高知市漁業基本計画の策定に向けて	
1 第10次高知市漁業基本計画の策定の趣旨	1
2 高知市漁業基本計画の位置付け	1
第2章 高知市の漁業の現状	
1 高知市の漁業の概要	2
2 海面漁業	3
3 内水面漁業	7
第3章 第9次高知市漁業基本計画に基づく取組の総括	
1 基本施策に基づく取組実績	8
2 総括	11
3 第9次高知市漁業基本計画期間（H30～R4年度）の年度別事業実績一覧	12
第4章 第10次高知市漁業基本計画の基本方針	
1 基本方針	13
2 施策体系と数値目標	13
3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	14
第5章 実施施策の展開	
1 漁業基盤整備の推進	15
2 漁業の担い手育成	17
3 魚価形成力の強化	18

資 料

高知市漁業振興審議会設置要綱	22
高知市農林漁業振興に関する基本条例	23
高知市漁業振興審議会委員名簿	24
高知市漁業振興審議会への諮問	25
高知市漁業振興審議会からの答申	26
第10次高知市漁業基本計画の策定経過	27

第1章 第10次高知市漁業基本計画の策定に向けて

1 第10次高知市漁業基本計画の策定の趣旨

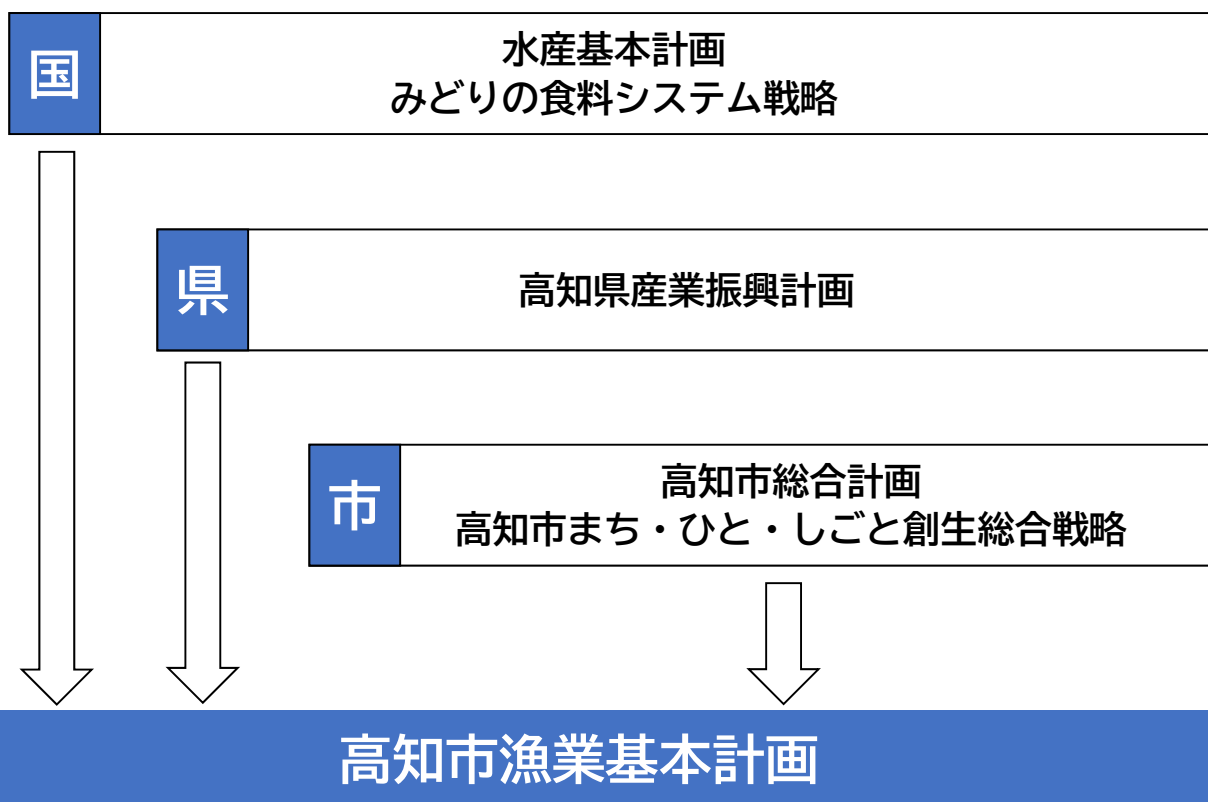
本市では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第9次高知市漁業基本計画」を策定し、「川・海の恵みを活かした漁業の振興」を基本方針に据え、「漁業基盤整備」、「担い手育成」、「魚価形成力の強化」を施策の柱として、各種施策を推進してきた。

本市の水産業を取り巻く環境は、水産関連施設の老朽化や、漁業就業者の減少や高齢化に加え、魚離れの進行により、厳しい状況が続いていることから、第9次計画の総括を行うとともに、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「第10次高知市漁業基本計画」を新たに策定するものである。

2 高知市漁業基本計画の位置付け

高知市漁業基本計画は、「高知市農林漁業振興に関する基本条例」に基づき策定するもので、本市水産業振興のための基本的な指針である。

策定にあたっては、国の「水産基本計画」や「みどりの食料システム戦略」、県の「高知県産業振興計画」を踏まえつつ、「2011高知市総合計画（後期基本計画）」や、「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との連携を図ることとしている。



第2章 高知市の漁業の現状

1 高知市の漁業の概要

本市の漁業形態は、海面漁業と内水面漁業に大別される。

海面漁業は、高知沖を中心とした沖合・沿岸漁業である網漁業（沖合底曳，小型底曳，機船船曳等），釣漁業（一本釣り，延縄等）のほか，浦戸湾内での刺網等の漁業が営まれており，内水面漁業は，河川を漁場とする漁業である。

海面漁業については，高知県漁業協同組合の3支所（浦戸統括支所・御豊瀬支所・高知支所）及び春野町漁業協同組合が，漁業の振興を担う中核的組織としての役割を果たしているが，高齢化や後継者不足による漁業者の減少，気候や海洋環境の変化による漁獲量の不安定化，燃油価格の高騰による漁業者の経営悪化など，多くの課題を抱えている。

内水面漁業については，鏡川を中心とした漁業で，かつては多種多様な魚種が生息していたが，天然魚の遡上や河川資源等の減少により，漁業を生業とする「川漁師」は見られなくなった。

現在は，漁業権を有する鏡川漁業協同組合が，資源増殖を目的としたアユ，ウナギ等の種苗放流等に取り組んでいる。

●主な海面漁業の種類

漁業の種類	操業方法等	主な対象魚種
沖合底曳網漁業	漁船から伸ばした曳き綱（ワイヤー等）に連結した漁網を曳航し，漁獲を行う漁法で，特に漁業法等で指定された海域で15トン以上の船舶を用いるものをいう。乗組員数は9～10名。	ニギス（沖ウルメ），アオメエソ（メヒカリ）
小型底曳網漁業	エビやヒラメなどの海底に生息する魚介類を獲る漁法で，漁具の特徴として，網口に網を拡げるための竹が取り付けられているため，俗に「竹張り」とも呼ばれる。	ヨシエビ，クマエビ，クルマエビ，ヒラメ
機船船曳網漁業	バッチ網とも呼ばれ，土佐湾沿岸の基幹漁業の一つ。 漁場が形成されやすい大きな河川の河口周辺で，ほとんどの場合，曳船2隻（4～10トン）と船外機船などの運搬船1隻（1～3トン）の3隻で操業し，それぞれの船に1名ずつ乗り，3名で操業。	マイワシ，カタクチイワシ，ウルメイワシの稚魚
刺網漁業（浦戸湾）	ヒラメ，コチ，カニ類などの高級魚を対象とする浦戸湾内の基幹漁業。使用船舶は主に船外機船で，1～2名が乗り組んで操業し，1隻が3ヵ所ほどに網を仕掛ける。	ヒラメ，コチ，ノコギリガザミ（エガニ），タイワンガザミ

※参考：高知県水産業振興課ホームページ

2 海面漁業

(1) 漁業就業者

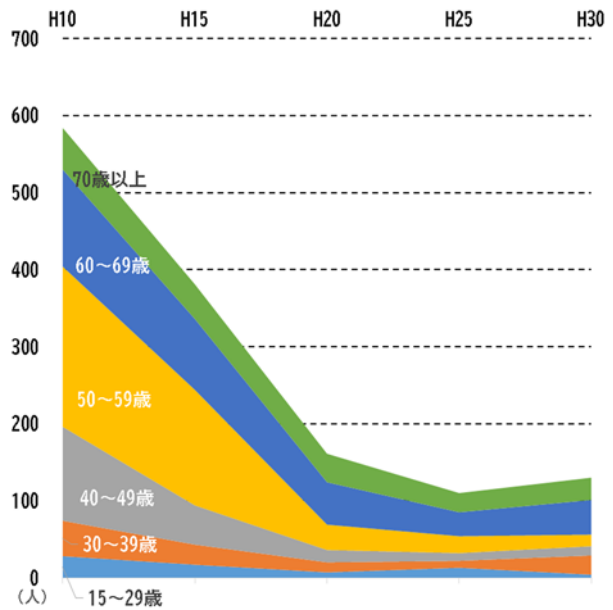
漁業就業者数は年々減少し、平成10年の584人に対し平成30年は130人で、454人が減少、約20%まで落ち込んでいる。

明るい兆しとして、平成25年から平成30年の間は20人の増加があり、うち男性の30～39歳、60～69歳での増加が多く、親の事業継承を行う方が多かったものと考えられる。

一方で、漁業就業者数130人のうち、60歳以上の方が74人で半数以上を占めており、担い手の確保が喫緊の課題である。

●高知市の漁業就業者数の推移 (人)

区分	H10		H15		H20		H25		H30	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～29歳	28	0	16	1	6	1	12	1	4	0
30～39歳	46	0	25	1	13	0	9	0	24	1
40～49歳	117	5	47	4	16	0	10	0	12	0
50～59歳	205	3	139	11	28	5	19	3	14	1
60～69歳	123	3	86	6	50	5	29	2	38	7
70歳以上	54	0	43	2	36	1	24	1	24	5
計	573	11	356	25	149	12	103	7	116	14
男女計	584		381		161		110		130	



※漁業センサスより

※漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者

(2) 漁業経営体数及び漁船隻数

漁業経営体数は、漁業就業者数と同様に減少しており、平成10年の236経営体に対し平成30年は42経営体で、194経営体が減少、約18%まで落ち込んでいる。

漁船の隻数も同様で、平成10年の332隻に対し平成30年は80隻で、252隻が減少、約25%まで落ち込んでいる。

漁船の隻数が、平成25年から平成30年の間に若干増加した原因は、漁業就業者数の増加に伴い、漁船の継承・導入があったものと考えられる。

●高知市の漁業経営体数及び漁船の隻数の推移

区分	H10	H15	H20	H25	H30
経営体数	236	148	70	45	42
漁船の隻数	332	210	95	73	80

※漁業センサスより

※経営体数：過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所

(過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体を除く)

(3) 漁獲量及び水揚金額

漁獲量及び水揚金額は、直近の10年は増加傾向であるが、漁業種別に異なる状況が見られる。

沖合底曳網漁業は、国の「もうかる漁業創設支援事業」の活用による、御豊瀬支所管内での新船導入等の効果により、平成29～30年には漁獲量及び水揚金額ともに大きく向上したが、令和元年以降は漁獲量が減少している。

小型底曳網漁業については、直近の10年で漁獲量が約90%減となり、減少が著しい。

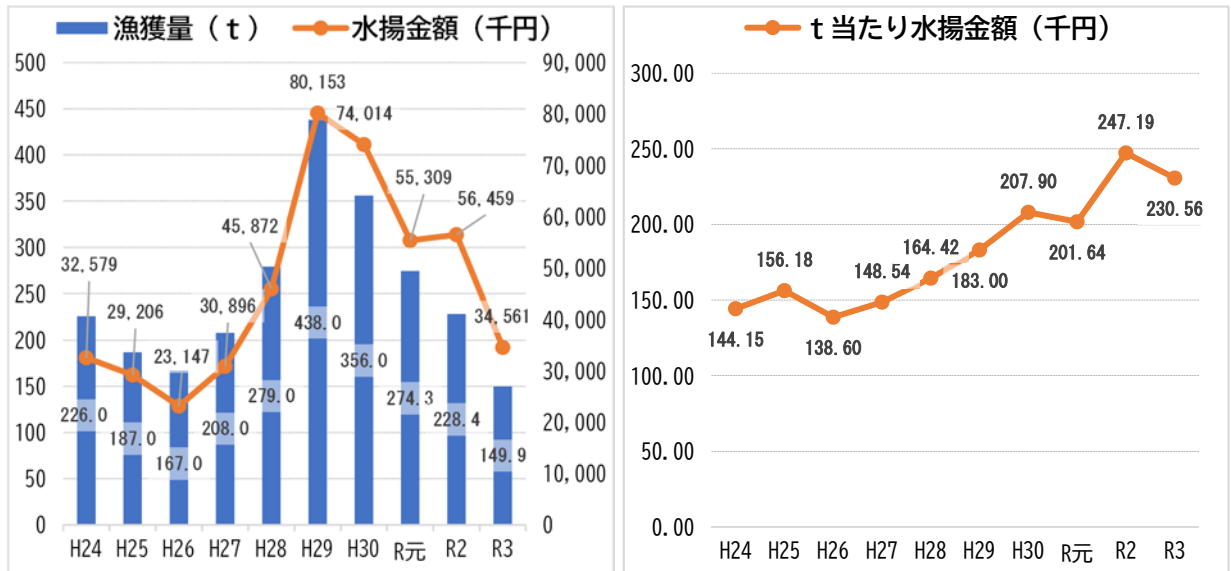
機船船曳網漁業については、漁獲量及び水揚金額ともに増加しているが、t当たりの単価は平成30年をピークに下降している。

刺網漁業については、ほぼ横ばいである。

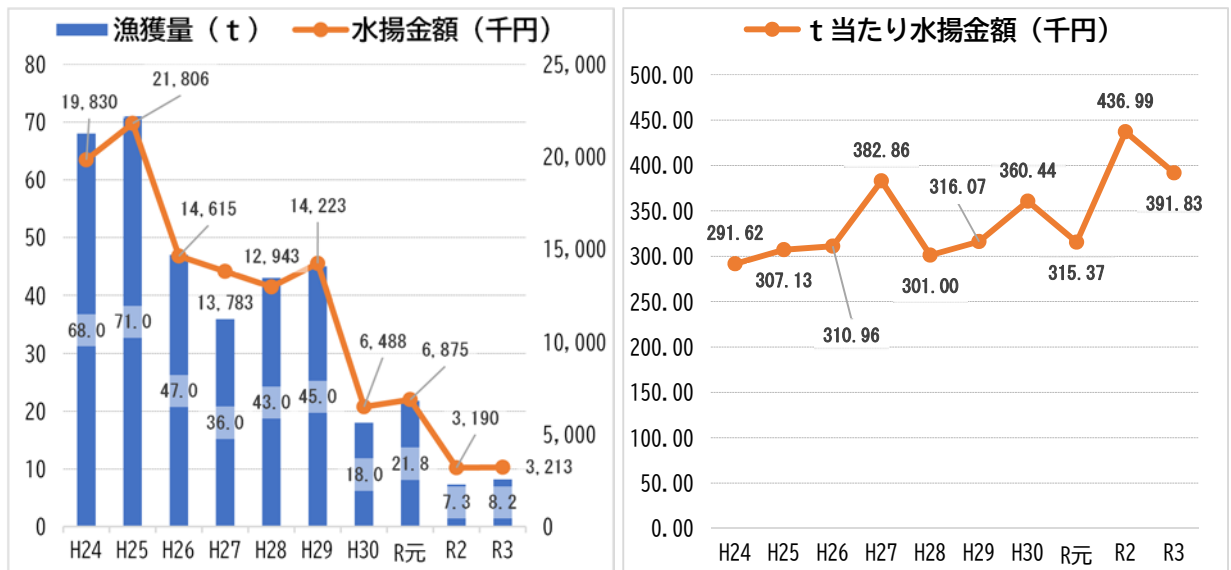
一本釣り漁業、その他の漁業についても減少が著しい。

●漁獲量及び水揚金額（漁協調べ）

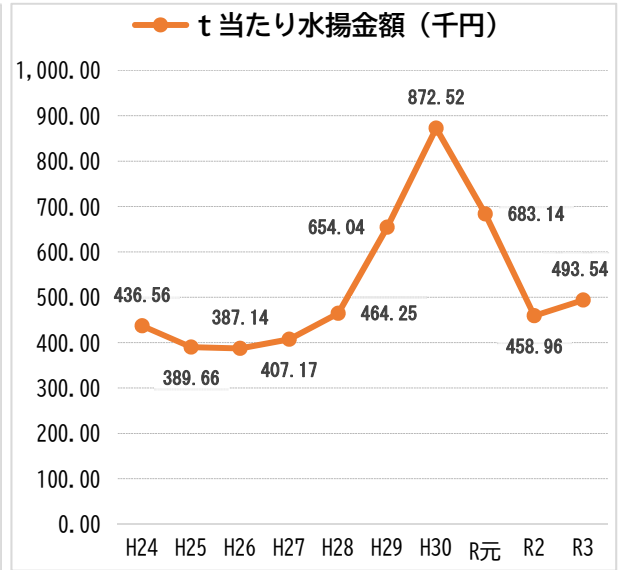
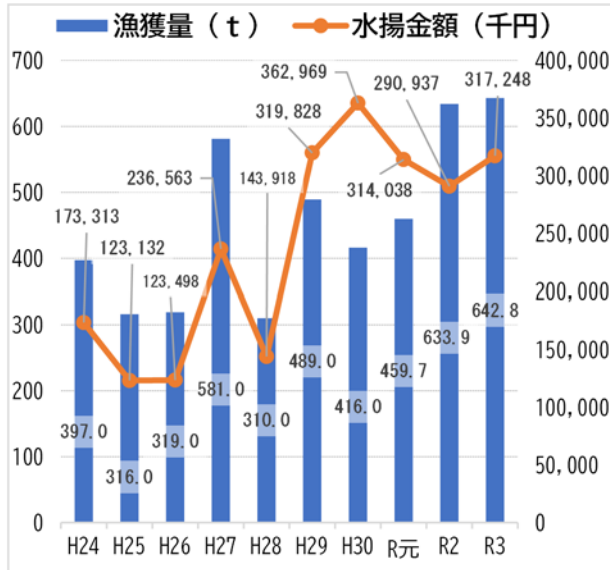
【沖合底曳網漁業】



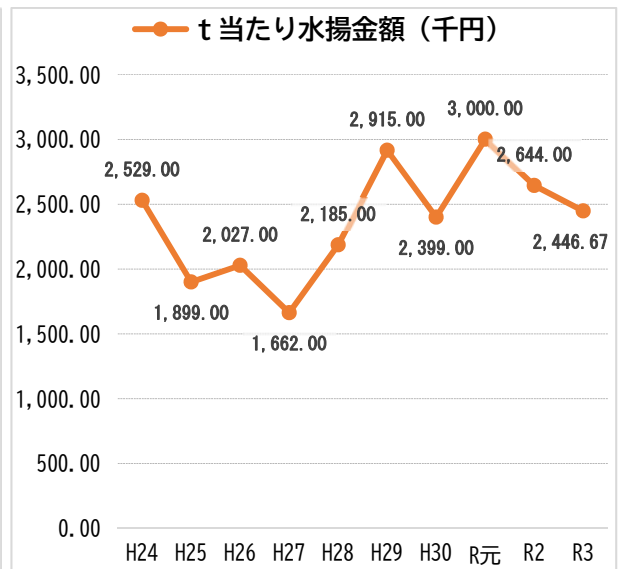
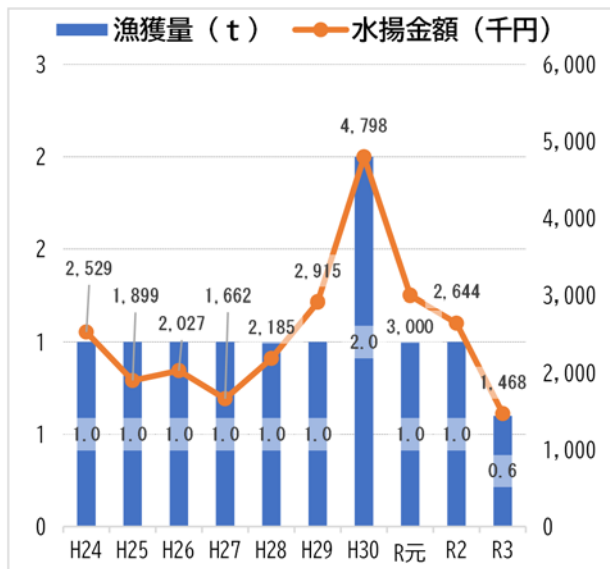
【小型底曳網漁業】



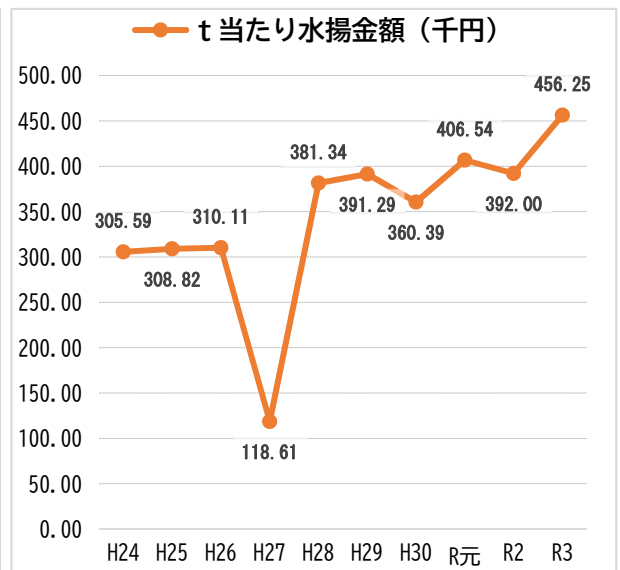
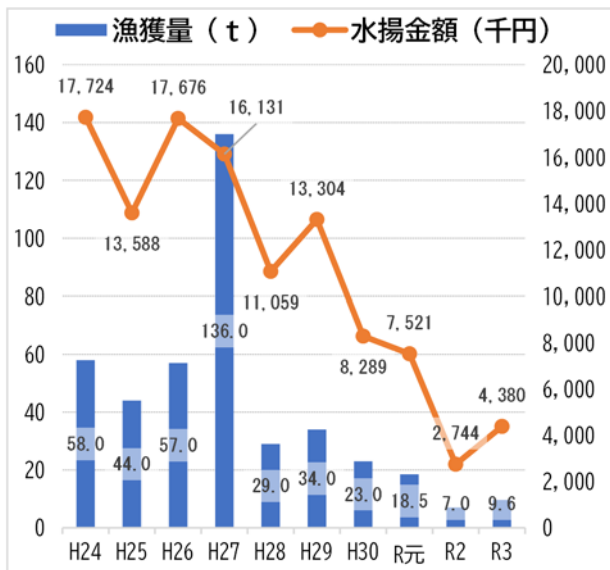
【機船船曳網漁業】



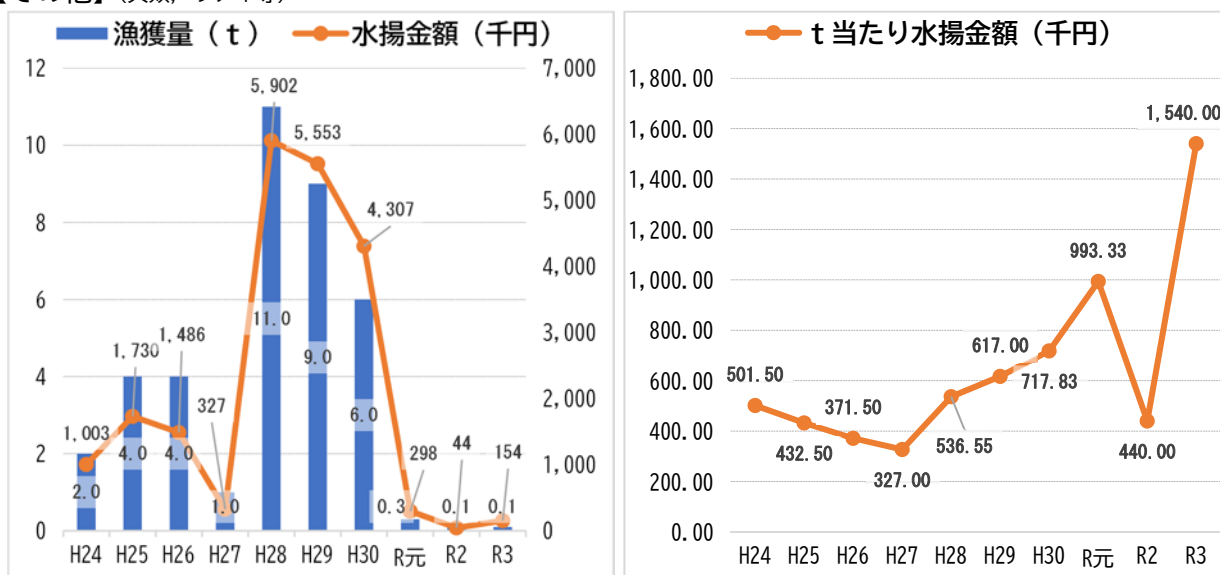
【刺網】



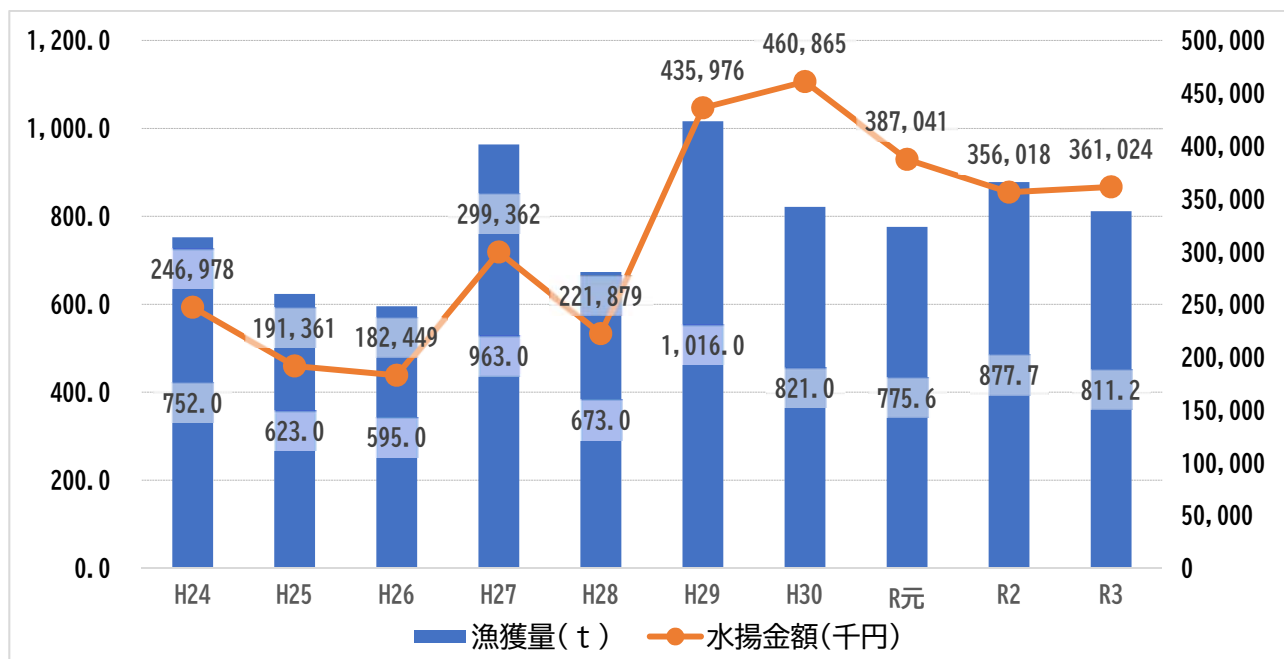
【一本釣】



【その他】(貝類, ウナギ等)



【合計】



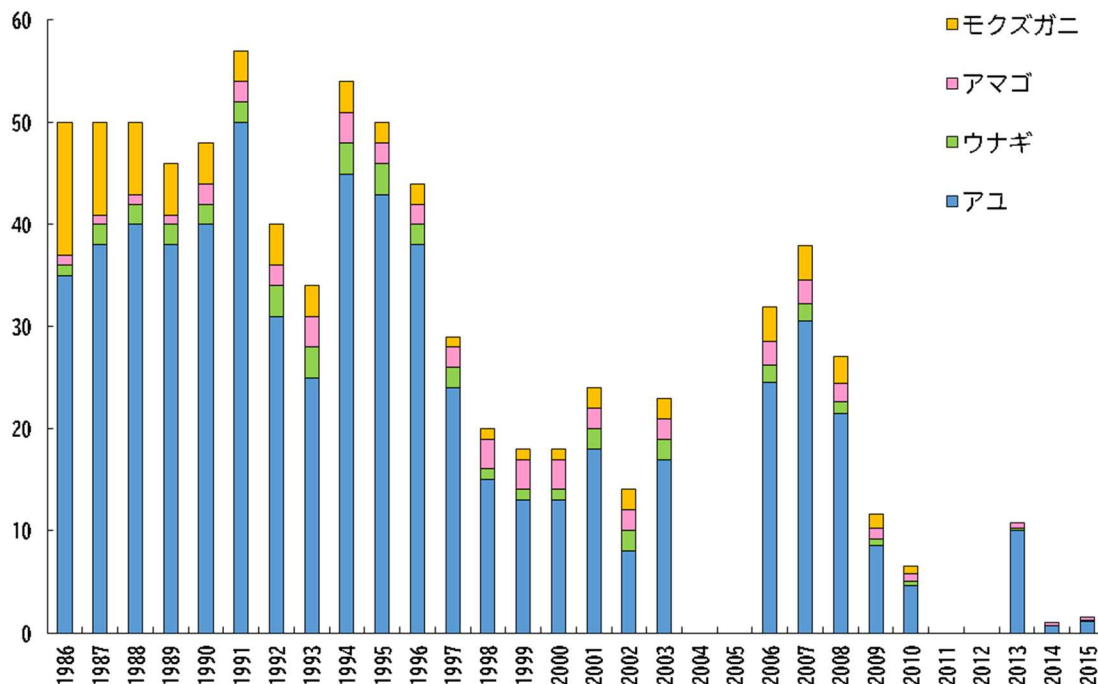
漁獲量：t, 金額：千円

区分	沖合底曳網		小型底曳網		機船船曳網		刺網		一本釣		その他漁業		合計	
	漁獲量	水揚金額	漁獲量	水揚金額	漁獲量	水揚金額	漁獲量	水揚金額	漁獲量	水揚金額	漁獲量	水揚金額	漁獲量	水揚金額
H24	226	32,579	68	19,830	397	173,313	1	2,529	58	17,724	2	1,003	752	246,978
H25	187	29,206	71	21,806	316	123,132	1	1,899	44	13,588	4	1,730	623	191,361
H26	167	23,147	47	14,615	319	123,498	1	2,027	57	17,676	4	1,486	595	182,449
H27	208	30,896	36	13,783	581	236,563	1	1,662	136	16,131	1	327	963	299,362
H28	279	45,872	43	12,943	310	143,918	1	2,185	29	11,059	11	5,902	673	221,879
H29	438	80,153	45	14,223	489	319,828	1	2,915	34	13,304	9	5,553	1,016	435,976
H30	356	74,014	18	6,488	416	362,969	2	4,798	23	8,289	6	4,307	821	460,865
R元	274.3	55,309	21.8	6,875	459.7	314,038	1.0	3,000	18.5	7,521	0.3	298	775.6	387,041
R2	228.4	56,459	7.3	3,190	633.9	290,937	1.0	2,644	7.0	2,744	0.1	44	877.7	356,018
R3	149.9	34,561	8.2	3,213	642.8	317,248	0.6	1,468	9.6	4,380	0.1	154	811.2	361,024
合計	2,513.6	462,196	365.3	116,966	4,564.4	2,405,444	10.6	25,127	416.1	112,416	37.5	20,804	7,907.5	3,142,953

3 内水面漁業

鏡川における内水面漁業は、自家消費がほとんどであり、遊漁者数は年間約1,000人程度で推移している。

鏡川の子な漁業資源は、アユ、ウナギ、モクズガニ、アマゴであるが、このうち最大漁獲量を有するアユは1994年～現在にかけて大きく減少しており、令和3年度の「鏡川清流保全環境調査」によれば、アユの推定生息尾数は約9.6万尾であり、調査を開始した平成18年度以降で最も少ない数となった。

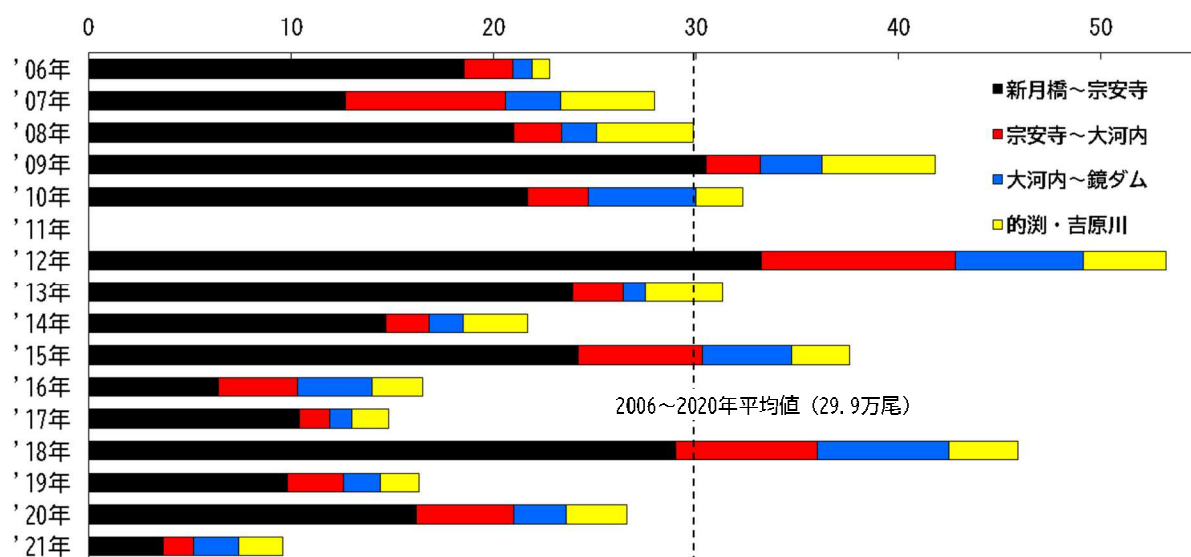


鏡川における魚種別漁獲量の推移 (t)

1986～2003年は農林水産統計，2006～2015年は漁協ヒアリング

注) 2004・2005，2011・2012年はデータなし

※出典：2017 鏡川清流保全基本計画（高知市新エネルギー・環境政策課）



鏡川本川の下・中・上流および支流におけるアユの生息尾数 (万尾)

※出典：令和3年度 鏡川清流保全環境調査委託業務報告書（高知市新エネルギー・環境政策課）

第3章 第9次高知市漁業基本計画に基づく取組の総括

第10次高知市漁業基本計画の策定にあたり、第9次計画に基づくこれまでの取組について、総括を行う。

1 基本施策に基づく取組実績

(1) 漁業基盤整備

ア 漁港の環境整備

(ア) 春野漁港海岸保全施設の整備（事業実績No. 1）

台風や津波から春野漁港の背後集落を守るため、防潮堤の補強や臨港道路の嵩上げを行うとともに、防潮堤等の適切な維持管理のための春野漁港海岸長寿命化計画を策定した。

(イ) 春野漁港の機能強化（事業実績No. 2・3）

春野漁港の防波堤（B）において、平成13年以降ほぼ毎年のように、台風による消波ブロック飛散等の被災が発生し、越波による漁船や施設への被害を及ぼしていたため、設計波高を見直すとともに、消波ブロックの大型化等を行うことで防波堤（B）の機能強化を図るべく、平成27年度から令和6年度までの漁港施設機能強化事業基本計画を策定し、春野漁港施設機能強化事業を実施した。

年 度	事業内容
平成30年度	被覆ブロック製作
令和元年度	既設消波ブロック撤去，根固・消波ブロック製作，被覆ブロック据付 等
令和2年度	既設消波ブロック撤去及び据付，堤体補強，被覆ブロック撤去・据付
令和3年度	既設消波ブロック撤去，堤体補強，消波ブロック製作・据付，根固ブロック据付，漁港施設機能強化事業基本計画の変更（計画年度の令和6年度まで延伸及び事業費の増額）
令和4年度	既設消波ブロック撤去，堤体補強，消波ブロック製作・据付

(ウ) 春野漁港の機能保全（事業実績No. 4・5）

令和元年度及び令和2年度に実施した、漁港施設の現況調査及び港内への土砂堆積に係るメカニズムの調査分析及び対策案の検討結果に基づき、長寿命化による施設の有効利用やライフサイクルコストの縮減などを図るため、春野漁港機能保全計画を策定した。

令和4年度については、漂砂による埋塞のため機能に支障が発生している航路・泊地の機能保全工事（浚渫工事）を実施する予定である。

年 度	事業内容
令和元年度	施設の現況調査及び水域施設の測量調査
令和2年度	・港内への土砂堆積に係るメカニズムの調査分析及び対策案の検討 ・春野漁港施設機能保全計画の策定
令和4年度	春野漁港施設機能保全事業（航路・泊地の浚渫工事）の実施

(I) 沿岸漁業無線ネットワーク整備事業（事業実績No. 6）

高知県漁業協同組合が行った南海トラフ地震等の津波発生時における漁業用無線ネットワーク構築事業に対する経費を負担した。

イ 漁業共同利用施設の維持と適正管理

(ア) 漁業共同利用施設改修事業（事業実績一覧No. 7）

高知市が管理する漁業共同利用施設の老朽化等に伴う改修工事を実施した。令和4年度は、高知市立水産加工共同処理作業施設の高圧受電設備の改修を行う予定である。

年 度	事業内容
令和元年度	高知市立水産加工共同処理作業施設 高圧受電設備ケーブル及びブロック塀改修
令和2年度	高知市立水産加工共同処理作業施設 消防設備改修

(イ) 漁業生産基盤維持向上事業（事業実績一覧No. 8）

漁獲物鮮度劣化防止のため高知県漁業協同組合が実施した浦戸荷揚場等への屋根設置工事に対し支援を行った。

ウ 漁場等の整備及び保全（事業実績一覧No. 9）

アユの天然遡上を阻害する魚道に滞留した流木等の清掃作業（朝倉及び江ノ口鴨田堰）について、鏡川漁業協同組合へ委託して実施することで、魚道の適正な管理を行った。

エ 漁業資源の増殖

(ア) 豊かな海の幸づくり推進事業（事業実績No. 10）

水産資源の増殖及び漁業生産量の増大を図るため、高知県漁業協同組合が行う種苗放流事業への支援を行った。平成28年度からは、ヒラメの種苗を浦戸湾内を中心に放流している。

(イ) 淡水魚増殖事業（事業実績No. 11）

鏡川における水生生物の増殖を図ることを目的に、鏡川漁業協同組合に委託し、アユ、アメゴ、モクズガニ、ウナギの種苗を放流する淡水魚増殖事業を実施した。

(2) 担い手育成

ア 担い手・人材の確保

(ア) 漁業就業支援事業（事業実績一覧 No. 12）

漁業の担い手の確保及び育成による漁業生産量の維持及び増大を図るため、（一社）高知県漁業就業支援センターによる新規漁業就業者等への支援を行う事業に対し支援を行った。

年 度	事業内容
令和元年度	新規漁業就業者 2名（漁家子弟支援事業）
令和2年度	新規漁業就業者 2名（漁家子弟支援事業）
令和3年度	新規漁業就業者 1名（漁家子弟支援事業）
令和4年度	新規漁業就業者 1名（雇用型漁業支援事業）

※支援が複数年度にわたるため、人数は支援開始年度で計上

(イ) 漁船導入支援事業（事業実績一覧 No. 13）

水産業の競争力強化を図るため、（一社）高知県漁業就業支援センターが実施する中核的漁業者へのリースに必要な漁船の購入・改修等を行う事業に対して支援を行った。

年 度	事業内容
令和3年度	事業活用件数 3件（リース中古船の調達・機関改修 等）
令和4年度	事業活用件数 1件（新造船の調達）

※いずれも機船船曳網漁業

(ウ) 全国豊かな海づくり大会開催事業費負担金（事業実績一覧No. 14）

平成30年10月28日に本市及び土佐市において開催された「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」に対する開催経費を負担し、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、水産業の振興と発展を図った。

イ 各種補助・制度資金の利子補給

(ア) 漁業近代化資金利子補給（事業実績一覧No. 15）

漁業者等が借り入れた設備投資や経営維持のための資金の利子補助を行い、経営の安定化を図った。

(イ) 春野地区の漁業振興（事業実績一覧No. 16・17）

仁ノ海岸の防災対策として国が行った離岸堤の築造により、春野地区の漁業者が漁業活動に影響を受けたことから、離岸堤の工事期間に生じる国の漁港施設使用料の一部を基金に積み立て、春野町漁業協同組合等が行う漁業生産基盤整備事業（荷捌施設の修繕等）などの各種事業に対して基金を活用した支援を行うことで、春野地区の漁業振興及び漁村の活性化を図った。

ウ 水産業の多角的展開

(3) 魚価形成力の強化

ア 水産物の魚食普及・地産地消

イ 水産物の高付加価値化

(ア) 水産業技術改良普及事業（事業一覧No. 18）

高知地区漁業改良協議会が実施する各種事業に対し支援を行い、水産業の多角的展開や、水産物の魚食普及・地産地消、高付加価値化に資する取組を推進した。

a 水産業の多角的展開に関する事業

交流人口の拡大による漁村の活性化や漁家所得の向上のため、遊漁や体験漁業等の取組の可能性を探る調査・研究事業として、親子での漁業体験（浦戸湾での親子釣り教室）の実施に対し支援を行うとともに、市内漁業者のうち遊漁船業への参入意向を有する者について調査を実施した（漁業者の参加意向なし）。

b 水産物の魚食普及・地産地消に関する事業

春野漁港での親子ドロメ教室，御豊瀬での親子沖ウルメ料理教室，市内公立小学校での沖ウルメ出前教室の開催を支援し，子どもたちに魚を「見る・触れる・食べる」機会を提供することで，魚を身近に感じ興味をもってもらい，家庭での魚食普及を図った。

また，地産・地消PR活動として，市場開放デイ，みませフェア，とさのさとでの水産物販売会（ブース出展）の実施を支援し，高知市産の水産物の消費拡大を図った。

c 水産物の高付加価値化に関する事業

御豊瀬で水揚げされる沖ウルメの流通拡大を図るため，高知県工業技術センターの協力のもと，高鮮度処理された生食用沖ウルメを瞬間凍結した保存用試作品を作成するとともに，関東・近畿圏の飲食店（7店舗）に高鮮度冷凍刺身用沖ウルメのサンプルを送付し，品質や価格等の評価を取得する取組に対し支援を行った。

2 総括

本市では，第9次高知市漁業基本計画に基づく以上のような施策を実施してきた。

「漁業基盤の整備」においては，春野漁港施設の機能強化及び機能保全について，国や県の支援を受けつつ，計画的に実施してきており，一定の成果を得られている。

一方，本市が管理する漁業共同利用施設の多くが耐用年数を超過し，老朽化が著しいことから，本市の公共施設マネジメントを踏まえつつ，施設の利用者である高知県漁業協同組合と，施設の今後の利用方針について協議を進めていく必要がある。

次に「担い手育成」については，平成30年度に設立された（一社）高知県漁業就業支援センターの積極的な取組により，本市において6名の新規漁業就業者が誕生するとともに，中核的漁業者4名に対し高効率化された漁船がリースされ，競争力の強化が図られるなど，本市の水産業振興に対し目覚ましい成果が生まれていることから，今後もセンターとの連携を図るとともに，積極的な支援を行っていく必要がある。

最後に「魚価形成力の強化」については，高知市漁業改良協議会を中心として，魚食普及のための各種教室等の開催や，沖ウルメの高付加価値化に関する取組への支援を行ったが，各種教室については新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により，これまでどおりの実施が困難となった。

また，沖ウルメも不漁が続いており，新たな販路開拓が難しい状況であることから，新たな事業内容を探る必要がある。

3 第9次高知市漁業基本計画期間（H30～R4年度）の年度別事業実績一覧

(千円)

基本方針	施策	実施施策	No.	事業内容	H30	R元	R2	R3	R4予算	合計
川・海の恵みを活かした漁業の振興	1 漁業基盤整備	1-1 漁港の環境整備	1	春野漁港施設整備事業費	30,348	27,231	-	-	-	57,579
			2	春野漁港改善対策調査事業費	-	-	1,925	-	-	1,925
			3	春野漁港施設機能強化事業費	43,693	120,036	264,803	195,903	354,388	978,823
			4	春野漁港機能保全計画策定事業費	-	11,151	18,335	-	-	29,486
			5	春野漁港施設機能保全事業費	-	-	-	-	50,000	50,000
			6	沿岸漁業無線ネットワーク整備事業費負担金	-	1,806	-	-	-	1,806
		1-2 漁業共同利用施設の維持と適正管理	7	漁業共同利用施設改修事業費	-	3,794	4,719	-	11,980	20,493
			8	漁業生産基盤維持向上事業費補助金	-	-	3,326	-	-	3,326
		1-3 漁場等の整備及び保全	9	魚道清掃業務委託	133	135	135	135	200	738
		1-4 漁業資源の増殖	10	豊かな海の幸づくり推進事業費補助金	195	195	195	156	195	936
			11	淡水魚増殖事業費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
	2 担い手育成	2-1 担い手・人材の確保	12	漁業就業支援事業費補助金	-	250	2,150	300	778	3,478
			13	漁船導入支援事業費補助金	-	-	-	4,076	5,000	9,076
			14	全国豊かな海づくり大会開催事業費負担金	10,000	-	-	-	-	10,000
		2-2 各種補助・制度資金の利子補給	15	漁業近代化資金利子補助金	1,566	1,461	1,391	1,354	1,568	7,340
			16	春野地区漁業振興事業費補助金	4,840	2,978	3,404	2,539	2,039	15,800
			17	春野地区漁業振興基金積立金	2	1	1	1	1	6
		2-3 水産業の多角的展開								
3 魚価形成力の強化	3-1 水産物の魚食普及・地産地消	18	水産業技術改良普及事業費補助金	80	130	12	-	171	393	
	3-2 水産物の高付加価値化									
合計					93,857	172,168	303,396	207,464	429,320	1,206,205

第4章 第10次高知市漁業基本計画の基本方針

1 基本方針

魚食文化と水産資源を次世代に継承していくため、国、県、その他関係機関と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合の積極的な取組を支援し、約32万人の人口を抱える高知市の強みを活かした水産業の振興を図ることで、活力ある産業としていく必要がある。

また、次代を担う若者が、豊かに暮らすための職業として漁業を選択することができるよう、所得とやりがいの両面において、漁業を魅力あるものとする取組が望まれている。

このような状況を踏まえ、第10次高知市漁業基本計画では「2011高知市総合計画（後期基本計画）」で定めた「川・海の恵みを活かした漁業の振興」を基本方針に据え、「漁業基盤整備の推進」、「漁業の担い手育成」、「魚価形成力の強化」を施策の柱として、それぞれの実施策を展開する。

2 施策体系と数値目標

第10次高知市漁業基本計画の施策体系は以下のとおりとし、計画の実現・達成のため、各実施施策における指標と数値目標を設定する。

基本方針	施策	実施施策	指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
川・海の恵みを活かした漁業の振興	1 漁業基盤整備の推進	1-(1) 漁業共同利用施設の維持と適正管理	各漁業協同組合が実施する共同利用施設等の整備事業への支援件数	要望なし	年1件 (累計5件)
		1-(2) 漁港の環境整備	春野漁港施設機能強化事業の完了	事業実施中	事業完了 (令和6年度)
		1-(3) 漁業資源の増殖	ヒラメ等の種苗放流事業の実施数	年1回実施	年1回実施
	2 漁業の担い手育成	2-(1) 担い手・人材の確保	高知市漁業就業支援事業を活用した新規漁業従事者数	1名	年1名 (累計5名)
		2-(2) 設備投資・資金調達等に対する支援			
	3 魚価形成力の強化	3-(1) 水産物の魚食普及・地産地消	魚食普及事業の実施回数	1回を予定	年2回以上
		3-(2) 水産物の高付加価値化	高付加価値化に関する事業の実施数	1事業を予定	年1事業

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本においても積極的に取り組まれているものである。

SDGsが目指す姿は、本計画の基本方針である「川・海の恵みを活かした漁業の振興」とも重なっていることから、実施施策に基づく取組を行うことにより、SDGsの達成に寄与するものである。

※ターゲット：ゴールに対する具体的な目標。

基本方針	施策	関連性の高いゴール
川・海の恵みを活かした漁業の振興	漁業基盤整備の推進	    
	漁業の担い手育成	   
	魚価形成力の強化	  

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGsの17のゴール名称】

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

出典：国際連合広報センターWEBサイト

第5章 実施施策の展開

1 漁業基盤整備の推進

(1) 漁業共同利用施設の維持と適正管理

ア 現状と課題

昭和50～60年代を中心に、高知市が高知港港湾区域に整備した漁業共同利用施設は、法定耐用年数の超過に加え、塩害の影響等を受け、各施設とも老朽化が著しく、修繕等に係るコストも増大しており、今後の利用方針を改めて検討する必要がある。

●漁業共同利用施設の建設年

施設名称	建設年
高知市立共同漁具保管施設	昭和51～52年
高知市立共同作業所	昭和54年
高知市立共同漁船修理場1号	昭和42年
高知市立共同漁船修理場2号	平成4年
高知市立水産加工共同処理作業施設	昭和61～62年
高知市立水産共同作業施設	昭和62年
水産物陸揚施設	平成13年

イ 取組方針

漁業者の高齢化や減少が進む中、「高知市公共施設マネジメント基本計画」において、効率的かつ効果的な保全の実施による施設の長寿命化や施設保有量の最適化が求められており、本市が所有する老朽化の著しい漁業共同利用施設については、浦戸湾の地震・津波対策事業（三重防護）の進捗や、高知新港への漁業施設等の集約化など、関係機関の動向を注視しつつ、今後の施設の維持管理方針について、高知県漁業協同組合と具体的な協議を開始する。

また、各漁業協同組合による共同利用施設の整備について、県とも連携した支援を行っている。

ウ 実施事業

- ・ 漁業共同利用施設改修事業
- ・ 高知市漁業生産基盤維持向上事業費補助金

(2) 漁港の環境整備

ア 現状と課題

春野漁港では、防波堤（B）において、平成13年以降ほぼ毎年のように、台風による消波ブロック飛散等の被災が発生し、越波による漁船や施設への被害を及ぼしていたため、設計波高を見直すとともに、消波ブロックの大型化等を行うことで防波堤（B）の機能強化を図るべく、平成27年度から令和6年度までの漁港施設機能強化事業基本計画を策定した。

現在，将来確実に発生する南海トラフ地震や，年々大型化する台風に備え，漁港施設の機能強化による災害に強い漁港づくりを行うため，当該計画に基づく春野漁港施設機能強化事業を実施しているところである。

施設の維持管理に関しては，令和元年度及び令和2年度に実施した，漁港施設の現況調査，港内への土砂堆積に係るメカニズムの調査分析及び対策案の検討結果に基づき，長寿命化による施設の有効利用やライフサイクルコストの縮減などを図るため，令和3年度に春野漁港機能保全計画を策定しており，今後はこの計画に基づき適切な管理を実施していく必要がある。

また，台風や津波から春野漁港の背後集落を守る防潮堤等の海岸保全施設については，平成30年度に策定した春野漁港海岸長寿命化計画に基づき，適切な維持管理を実施していく必要がある。

直面する課題として，春野漁港の自然条件及び地形的特性から，航路・泊地が恒常的に漂砂で埋塞し，漁業活動に支障を来していることが挙げられる。

維持浚渫に係るコストが増大していることに加え，春野町漁協所属の漁業者が減少していることから，施設の今後の活用方針を検討する時期にきている。

イ 取組方針

実施中の防波堤（B）の機能強化工事（令和6年度完了予定）については，早期の事業完了に向け取り組む。

漁港施設及び防潮堤等の海岸保全施設については，春野漁港機能保全計画及び春野漁港海岸長寿命化計画に基づき，定期的に点検を行い，適切な維持管理を実施する。

漂砂による航路・泊地の埋塞対策については，春野漁港の利用者は春野地区の漁業者だけでなく，近隣の浦戸・長浜地区の機船船曳網漁業者も荷揚げ等で利用していることを踏まえ，定期的に浚渫工事を実施するとともに，令和2年度に実施した埋没メカニズム調査結果の活用による，長期的な視点に立った対策工の実施を検討する。

ウ 実施事業

- ・ 春野漁港施設機能強化事業
- ・ 春野漁港施設機能保全事業

(3) 漁業資源の増殖

ア 現状と課題

海面漁業・内水面漁業ともに，資源が減少傾向である。漁業においては，資源の減少が漁業者の所得の減少に直結することから，種苗放流等により資源を増殖する取組を実施していく必要がある。

●高知市栽培漁業推進事業実績

(匹)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
ノコギリガザミ	130,000	80,000	-	-	-	-	-	-	-	-
クマエビ	80,000	26,000	20,475	-	-	-	-	-	-	-
ヒラメ	-	-	-	4,700	6,850	8,000	8,000	8,000	7,000	7,000

●鏡川漁協放流実績

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
アユ (kg)	3,000 (510)	1,740 (452)	945 (535)	1,450 (720)	900 (740)	2,020 (648)	1,880 (570)	2,470 (600)	2,250 (600)	2,320 (600)
アメゴ (kg)	572 (572)	620 (620)	554 (554)	400 (160)	200 (80)	650 (80)	800 (350)	800 (100)	800 (100)	500 (120)
モクズガニ (匹)	4,830 (4,830)	13,700 (13,700)	16,800 (13,800)	16,800 (13,800)	15,000 (12,000)	15,000 (9,000)	-	-	-	-
ウナギ (kg)	-	-	-	-	-	73.04 -	78.04 -	104.00 (21.50)	133.74 (21.50)	104.16 (16.13)

※鏡川漁協より。()内は、鏡川漁協放流実績のうち、高知市委託放流分

イ 取組方針

海面漁業では、高知県漁業協同組合によるヒラメ等の種苗放流を引き続き支援し、水産資源の維持による漁業者の所得安定を図る。

内水面漁業では、鏡川漁業協同組合と連携し、引き続きアユ、アメゴ、ウナギ等の種苗放流を実施し、水産資源の維持・増加に努める。

ウ 実施事業

- ・ 高知市栽培漁業推進事業費補助金
- ・ 淡水魚増殖事業

2 漁業の担い手育成

(1) 担い手・人材の確保

ア 現状と課題

漁業就業者数は年々減少し、平成10年の584人に対し平成30年は130人で、454人が減少、約20%まで落ち込んでいる。

また、漁業就業者数130人のうち、60歳以上の方が74人で半数以上を占めており、高齢化が著しく、本市漁業の維持のため、担い手の確保が喫緊の課題である。

イ 取組方針

意欲のある漁業者を確保し、本市の漁業を担う人材を育成することは、水産物の安定供給だけでなく、地域の活性化の観点からも重要であることから、(一社)高知県漁業就業支援センターが実施する漁業就業者募集や各種研修事業等への支援を行うとともに、高知市漁業の魅力発信や、UIJターンによる就業者への支援に取り組むなど、新規漁業就業者の確保に努める。

ウ 実施事業

- ・ 高知市漁業就業支援事業費補助金
- ・ 高知市農林水産業団体育成補助金 (漁業改良協議会事業)

(2) 設備投資・資金調達等に対する支援

ア 現状と課題

漁業者の高齢化や後継者不足に加え、燃油高騰や魚価の低迷による漁業経営の圧迫により、漁業者の減少が続いている。

また、漁船や漁具の老朽化による操業効率の悪化も大きな課題となっており、特に漁船の高船齢化やエンジンの老朽化は、漁業経営における大きな懸念となっている。

イ 取組方針

県や（一社）高知県漁業就業支援センターと連携し、中核的漁業者*が行う漁船の調達や低燃費型エンジンの導入等、コスト削減に有用な設備導入に対し支援を行うとともに、漁業者が経営の近代化や安定化を図るため調達した資金の利子補給を行う。

また、燃油価格の高騰が漁業経営を圧迫しているため、漁業者の経営安定化のための支援策を検討する。

※中核的漁業者：高知県広域水産業再生委員会（漁業協同組合，県，市町村により構成）が策定した「浜の活力再生広域プラン」（浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めた計画）に基づき、当該委員会が担い手として認定した漁業者

ウ 実施事業

- ・ 高知市漁船導入支援事業費補助金
- ・ 高知市漁業近代化資金利子補給
- ・ 高知市沿岸漁業等経営育成資金利子補給

3 魚価形成力の強化

(1) 水産物の魚食普及・地産地消

ア 現状と課題

本市の1世帯あたり1か月間の食料費に対する魚介類の割合は、昭和50年の14.24%から、令和3年は7.71%とほぼ半減しており、魚離れが進んでいる。

また、低価格で取引される未利用魚も多く、漁業者の所得停滞の一因となっている。

●高知市の1世帯あたり1か月間の消費支出

区分	S50	S60	H7	H17	H27	R3
世帯人数（人）	3.89	3.71	3.42	2.91	2.25	2.17
食料費全体（円）	50,479	73,735	77,886	70,120	59,808	59,348
うち魚介類 （加工品含む）	7,186	10,325	9,880	6,709	5,206	4,577
食料費に対する 魚介類の割合	14.24%	14.00%	12.69%	9.57%	8.70%	7.71%

※総務省統計局統計調査部消費統計課（家計調査年報）より

イ 取組方針

本市の主要漁獲魚種であるドロメや御豊瀬地区の沖ウルメなど、本市の代表的な水産物に関する情報発信や、水揚げされる未利用魚の有効活用等に、関係機関で連携して取り組み、本市

の水産業に関する理解を深めることで、購買意欲の向上や地産地消の推進、魚食の普及、消費の拡大を図り、漁業者の所得向上・漁業地域のにぎわいづくりにつなげていく。

ウ 実施事業

- ・ 高知市農林水産業団体育成補助金（漁業改良協議会事業）（再掲）

(2) 水産物の高付加価値化

ア 現状と課題

本市の主要漁獲魚種であるドロメや御豊瀬地区の沖ウルメ等について、漁業者の所得向上のため、新たな加工方法の研究や販路開拓が求められている。

イ 取組方針

新たな冷凍保存技術等の研究・導入によるドロメの品質向上や、沖ウルメ、メヒカリ等の高品質処理による単価向上、6次産業化等について、関係機関で連携して取り組み、魅力的な水産物の供給を促進し、新たな市場開拓や販路拡大を図り、本市の水産業の活性化につなげていく。

ウ 実施事業

- ・ 高知市漁業生産基盤維持向上事業費補助金（再掲）
- ・ 高知市農林水産業団体育成補助金（漁業改良協議会事業）（再掲）

資料

高知市漁業振興審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市農林漁業振興に関する基本条例(昭和38年条例第36号)第9条第1項の規定により設置した高知市漁業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議する。

- (1) 漁業基本計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 構造改善対策に関すること。
- (3) 生産と流通対策に関すること。
- (4) 団体対策に関すること。
- (5) 教育普及事業対策に関すること。
- (6) その他基本対策について必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 漁業団体の役職員
- (2) 漁業関係の行政機関の役職員
- (3) 漁業について学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数に達しなければこれを開会することができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務を処理するため、事務局を置き、農林水産部農林水産課をもってこれに充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和38年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年5月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に高知市漁業振興審議会の委員(以下「委員」という。である者(この要綱による改正前の高知市漁業振興審議会設置要綱第3条第2項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者を除く。)は、この要綱による改正後の高知市漁業振興審議会設置要綱第3条の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

ただし、その任期は、この要綱の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

3 平成11年5月2日から同年7月31日までの間に新たに委員として委嘱された者の任期は、他の委員の残任期間に相当する期間とする。

附 則

この要綱は、平成21年2月13日から施行し、改正後の高知市漁業振興審議会設置要綱の規定は、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月12日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

高知市農林漁業振興に関する基本条例 (昭和38年6月25日条例第36号)

(目的)

第1条 この条例は、後進性の強い本市の農林漁業及び同従事者が、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、他産業との生産性の格差が是正されるように農林漁業の生産性向上を図り、同従事者の所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目標として、本市農林漁業振興に関する基本を定めることを目的とする。

(施策)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき必要な施策を総合的に講ずるものとする。

- (1) 農林漁業経営の近代化に即し、自立農林漁家の育成並びに協業経営を助長するとともに、農林業及び農漁業の複合経営を合理化し、農林漁業の生産の選択的拡大を図ること。
 - (2) 生産基盤の整備及び開発、技術の高度化、資本装備の拡充によつて、農林漁業の生産性の向上を図るとともに総合的な所得の増大を図ること。
 - (3) 農林水産物の流通の合理化及び加工の増進を図ること。
 - (4) 災害によつて農林漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、災害損失の合理的な補てんを図ること。
 - (5) 近代的な農林漁業経営を担当するにふさわしい者の養成並びに就業構造の合理化を図ること。
 - (6) 農林漁業従事者の生活文化等環境の整備及び婦人労働の合理化等により農林漁家の福祉向上を図ること。
- 2 前項の施策は、地区の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して特に適正を期するものとする。

(助成措置)

第3条 市長は、前条の施策を実施するため、必要があるときは、補助、融資又は利子補給その他必要な助成措置を講ずるものとする。

(農林漁業基本計画)

第4条 市長は、農林漁業経営を近代化して、その健全な発展を図るために、主要農林水産物につき、需要及び生産の長期見通しに基く、農林業及び漁業振興基本計画を策定するものとする。

- 2 市長は、需給事情その他経済事情の変動により必要があるときは、前項の基本計画を改定するものとする。
- 3 市長は、第1項の基本計画を樹て、又はこれを改定するときは、農林業又は漁業振興審議会（以下「関係審議会」という。）の意見をきかなければならない。

改正 平成11年4月1日条例第33号

(農林漁業の構造改善)

第5条 市長は、本市の農林漁業者が、社会的、経済的条件の変化に即応できるよう特に農林業及び漁業構造の体質改善を図るため、国、県の施策をも含めて事業が総合的に行われるよう農林業及び漁業構造改善事業に関する施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、農林業及び漁業構造改善事業の決定に際しては、関係審議会の意見を聞かなければならない。

(農林漁業団体の整備)

第6条 市長は、農林漁業の振興発展及び同従事者の地位の向上を図ることができるように農林漁業関係団体の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(教育事業と行政組織)

第7条 市長は、この条例の定める施策を助長するため、農林漁業従事者の教育研究、普及事業の充実を図るとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(表彰)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する事項について本市農林漁業振興上特に功績のあつた者に対し表彰を行うことができる。

- (1) 経営、設備及び技術の改善普及
- (2) 農林漁業に関する発明、考案
- (3) その他、市長が特に必要と認めたる事項

- 2 本市住民は、前項の規定による表彰の該当者があつたと認めるときは、これを市長に推せんすることができる。

(審議会の設置)

第9条 市長は、この条例の目的達成と円滑な運営を期するため、諮問機関として農林業振興審議会及び漁業振興審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、それぞれ委員15名以内で組織し、委員は市長が委嘱する。

- 5 委員は、非常勤とする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

第10次高知市漁業基本計画策定に係る高知市漁業振興審議会委員名簿

任期：令和4年10月4日～令和6年10月3日

役職	氏名	所属及び職名
副会長	澳本健也	高知県漁業協同組合 代表理事組合長
	前田浩志	高知県漁業協同組合 理事
	野本昭二	春野町漁業協同組合 代表理事組合長
	山本竣民	高知県漁業協同組合 浦戸地区委員長
	濱田和成	高知県漁業協同組合 高知地区委員長
	久保修一郎	高知県漁業協同組合 御豊瀬地区委員長
	竹内栄一	高知県漁業協同組合 浦戸統括支所長
	山地亮司	春野町漁業協同組合 参事
会長	森岡克司	国立大学法人 高知大学 農林海洋科学部 海洋生物生産学コース 教授
	津野健太郎	高知県水産振興部 水産業振興課長
	織田純生	高知県中央漁業指導所長

4 農水第809号
令和4年10月4日

高知市漁業振興審議会議長 様

高知市長 岡崎 誠也

第10次高知市漁業基本計画の策定について（諮問）

水産業を取り巻く環境は、依然として水産資源の減少や価格の低迷、漁船の高船齢化、漁業者の高齢化や後継者不足など、大変厳しい状況にあります。

また、食生活における魚離れの進行も深刻化しており、このままでは今後、健全な食生活への悪影響が及ぶことも懸念されています。

こうした中で、本市ではこれまで魚食普及、魚価形成力の強化、水産資源の維持回復などに取り組み、一定の成果を上げてまいりましたが、今後においても国や県の動向を注視しつつ、本市の情勢に適合した新たな施策を展開していくことが漁業振興において重要となっています。

こうしたことから、高知市漁業振興審議会において、令和5年度から5年間の本市の漁業振興の基礎となる「第10次高知市漁業基本計画」の策定に向けたご審議をお願いいたします。

高知市漁業振興審議会からの答申

令和5年3月2日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市漁業振興審議会
会長 森岡 克司

第10次高知市漁業基本計画について（答申）

令和4年10月4日に諮問を受けた第10次高知市漁業基本計画について、慎重に審議を行った結果、別冊のとおり答申します。

第10次高知市漁業基本計画の策定経過

- 令和4年10月4日 高知市漁業振興審議会を設置し、11名の委員を委嘱
高知市漁業振興審議会に第10次高知市漁業基本計画の策定を諮問
高知市漁業振興審議会 第1回会議
- ・ 第9次高知市漁業基本計画の総括について
 - ・ 数値から見る高知市の漁業の現状について
 - ・ 高知県の漁業振興の取組について
 - ・ 第10次高知市漁業基本計画に盛り込むべき実施施策等の検討について
- 令和4年11月21日 高知市漁業振興審議会 第2回会議
- ・ 第1回会議の意見を踏まえた計画案の検討について
- 令和5年2月27日 高知市漁業振興審議会 第3回会議
- ・ パブリック・コメントの結果について
 - ・ 第10次高知市漁業基本計画（案）について
- 令和5年3月2日 答申式